

遊休農地を解消して農業をしませんか？

～「耕作放棄地解消事業」のご案内～

農業生産力の向上や農地集積・集約を推進するために、遊休農地の解消及び発生防止に向けた取組みを支援します。



県事業
耕作放棄地有効
利用促進事業

国事業
遊休農地解消対
策事業

	耕作放棄地有効利用促進事業（県）	遊休農地解消対策事業（国）
交付額	再生作業：30千円/10a 営農定着：10千円/10a	43千円/10a
対象農地	地域計画区域内の1号遊休農地 （ <u>緑・黄区分</u> ）	地域計画区域内の目標地図において <u>農業を担う者が位置付けられていな</u> <u>い</u> 農地のうち簡易な基盤整備で解消 可能な1号遊休農地（ <u>緑区分</u> ）
交付要件	- 農地中間管理権が5年以上であること、ただし国事業の交付対象農地である場合は農地中間管理権の設定が5年以上10年未満であること - 耕作者が5年以上耕作すること - 自己所有地の場合、農地の取得から1年以内であること - 耕作者が地域計画の農業を担う者に位置付けられていること	- 農地中間管理権を10年以上設定すること - 耕作者が農地の所有者でないこと

※詳しくは、農地所在地の市町村農政主管課、または農業委員会までお問い合わせください。